

カテゴリー区分及び基本概念

(1) 動物・植物・菌類

区 分	基 本 概 念	要 件
絶滅	県内ではすでに絶滅したと考えられる生物	過去に本県に生息したことが確認されており、かつ次のいずれかに該当する生物 【確実な情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録により、すでに絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 【情報量が少ないもの】 ③過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。
絶滅危惧Ⅰ類 (Aランク)	絶滅の危機に瀕している生物 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する生物 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群が、その再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。
絶滅危惧Ⅱ類 (Bランク)	絶滅の危険が増大している生物 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「Aランク」に移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する生物 【確実な情報があるもの】 ①大部分の個体群で、個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で、生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群が、その再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。
準絶滅危惧 (Cランク)	存続基盤が脆弱な生物 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては上位ランクに移行する要素を有するもの。	次に該当する生物 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まったいと判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行のおそれがあるもの。 a) 個体数が減少している。 b) 生息条件が悪化している。 c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d) 交雑可能な別種が侵入している。
情報不足	評価するだけの情報が不足している生物	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧の категорияに移行し得る属性(具体的には、次のいずれかの要素)を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない生物 a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b) 生息地が局限されている。 c) 生物地理学上、孤立した分布特性を有する。(分布域がごく限られた固有種等) d) 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群	次のいずれかに該当する地域個体群 ①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。 ②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。
要注目	注目すべき生物 保護上留意すべき生物、または特徴ある生息・生育環境等により注目すべき生物。	「絶滅」「絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類」「準絶滅危惧」「情報不足」「絶滅のおそれのある地域個体群」の区分以外で注目すべき生物 ①全国的にみて特異な分布を示す生物 ②栃木県が分布の限界となっている生物 ③栃木県の特産種 ④栃木県にタイプロカリティがある生物 ⑤希少な淡水魚の産卵貝等、他の希少種の保護上重要な生物 ⑥環境省レッドデータブックに掲載されている生物 ⑦その他「要注目」に値すると考えられる生物